

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
株式会社九電工(福岡県福岡市南区那の川1-23-35) [1000003553]

2. 資格登録停止措置の期間
令和元年5月15日 ~ 令和元年7月14日 (2ヶ月)

3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域

3. 事実概要
当該有資格業者の行橋営業所長は、平成28年7月に福岡県築上町が発注したし尿処理施設建設工事に関し、同社が有利になるよう、同町環境課長に働きかけるなどして、公正な入札を妨害したとして、平成31年3月9日、公契約関係競売入札妨害の疑いで福岡県警により逮捕された。また同営業所長は、同工事の入札で便宜を受けた見返りに、同町の町議に現金800万円を渡したとして、平成31年3月30日、贈賄の疑いで福岡県警により再逮捕された。

4. 資格停止措置理由
有資格業者である上記事業者の一般役員等が、公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第7号ロ(公契約関係競売等妨害又は談合)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 7 公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事・調査等に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第9号に掲げる場合を除く。) イ 代表役員等	全地域について 逮捕又は公訴を知った日から3月以上12月以内
ロ 一般役員等	発生地域については 逮捕又は公訴を知った日から2月以上12月以内 その他の地域については 逮捕又は公訴を知った日から1月以上12月以内
ハ 使用人	発生地域について 逮捕又は公訴を知った日から2月以上12月以内

○問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査チーム(052-222-3469)